

第2章 第一種事業の目的及び内容

2-1 事業の目的

札幌市（以下、「本市」という。）では、平成 21 年に家庭ごみの有料化を含む「新ごみルール」の実施により、焼却ごみが大幅に減量し、4 箇所あった清掃工場のうち篠路清掃工場を廃止し、平成 23 年には発寒・白石・駒岡の 3 箇所の体制に移行した。

3 工場のうち、現在の発寒清掃工場（以下、「現工場」という。）は平成 4 年に竣工し、既に 30 年以上が経過した。一般的に 30 年が耐用年数とされている中で、計画的な整備により設備の延命化を図ってきたが、全体的な老朽化は避けられない状況であり、更新が必要である。

また、新工場が供用開始する予定の令和 16 年度の焼却量は、本市全体で 1 年間に約 40 万トンと見込んでいるが、駒岡及び白石の 2 工場では全量の焼却が不可能であり、今後も 3 工場による安定的な焼却体制及び効率的な収集体制を維持するべく、発寒清掃工場の更新を行う必要がある。

2-2 事業の名称及び種類

事業の名称：発寒清掃工場更新事業

事業の種類：札幌市環境影響評価条例第 2 条第 2 項第 6 号に掲げる第一種事業

『その他の一般廃棄物処理施設』の新設

2-3 事業の実施区域の位置・規模

事業の実施区域（以下「事業実施区域」という）の位置・規模の概要を表 2-3-1 及び図 2-3-1 に示す。

事業実施区域は、市街地にある札幌市役所から西方向約 10km の西区発寒に位置しており、現在稼働中の一般廃棄物処理施設「発寒清掃工場」に隣接する西清掃事務所敷地及び市道（廃止予定）である。

新設する焼却施設では、石狩市・当別町の可燃ごみを受け入れる広域処理を計画しており、焼却施設の規模は、広域処理分も含め、640 t / 日とする計画である。

表 2-3-1 事業実施区域の位置・規模の概要

項 目	概 要
事業実施区域の位置	西区発寒15条14丁目2-1ほか 市道（北発寒第98号線）の一部を含む （図2-3-1 事業実施区域 参照）
施設の規模	640 t / 日

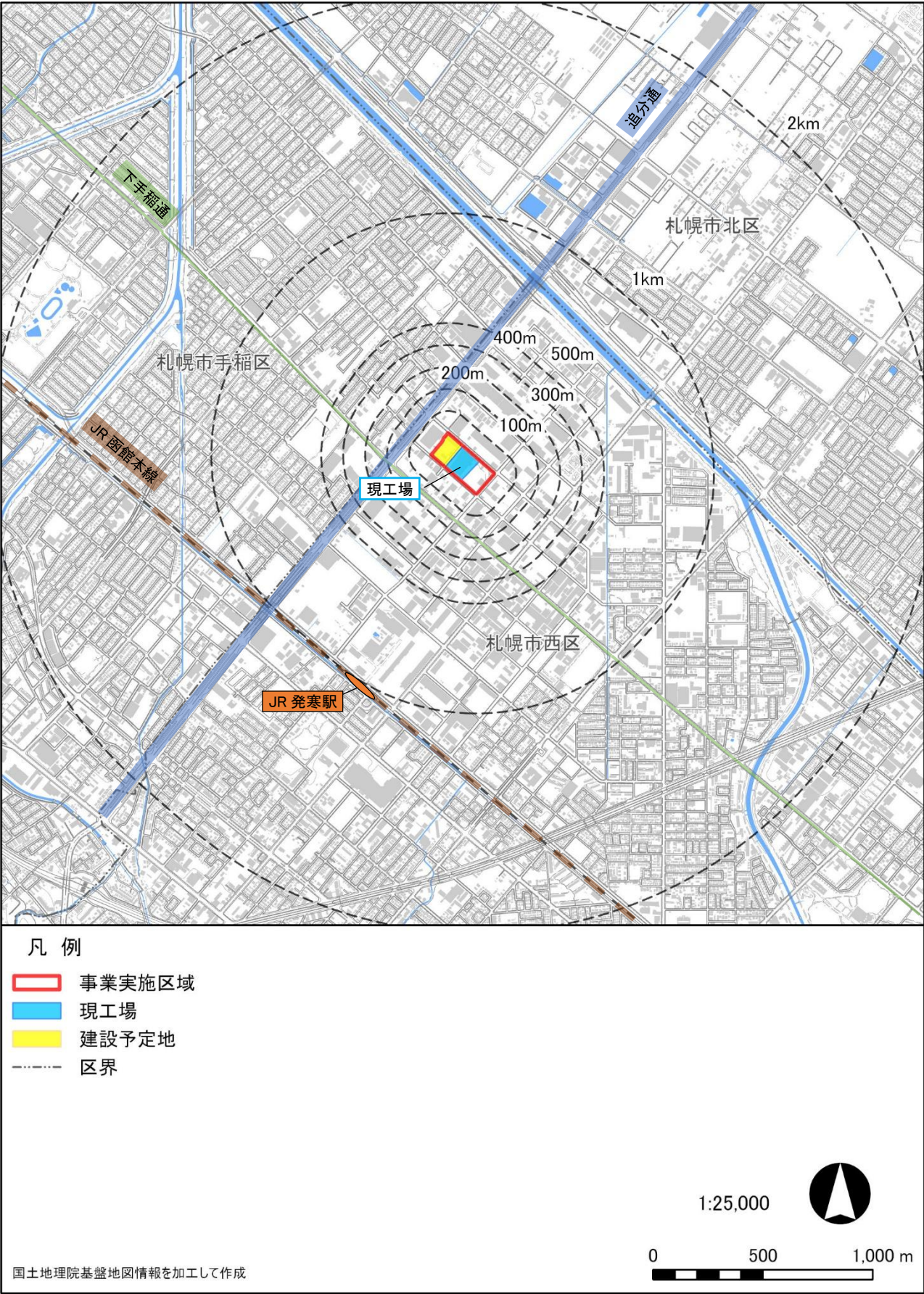


図 2-3-1 事業実施区域

2-4 事業の内容

2-4-1 事業において処分する廃棄物の種類

家庭系一般廃棄物（燃やせるごみ、自己搬入ごみ、許可事業者搬入ごみ）

事業系一般廃棄物（木くず、紙くず、繊維くず）

2-4-2 事業の背景・経緯

1. 札幌市廃棄物処理施設におけるごみ処理の現状

市内の主な廃棄物処理施設を図 2-4-1 に、また廃棄物処理施設の仕様を表 2-4-1 に示す。

本市が処理するごみのうち、燃やせるごみは、市内の清掃工場（発寒・白石・駒岡）で焼却し、燃やせないごみや焼却残さ等は、最終処分場（山本・山口）で埋立処分を行っている。また、燃やせないごみの一部は、減容化を図るため破碎処理を行っている。

大型ごみは、破碎工場（発寒・篠路・駒岡）（以下、発寒破碎工場を「破碎工場」という。）で破碎した後、清掃工場及び最終処分場にて処理している。びん・缶・ペットボトルは資源選別センター（駒岡、中沼）で選別し、容器包装プラスチックは中沼プラスチック選別センターで選別・圧縮梱包等の処理を行い、再商品化事業者へ引き渡し、リサイクルを行っている。

枝・葉・草の一部は山本処理場で堆肥化を行っており、雑紙は中沼雑がみ選別センターで選別・圧縮梱包等の処理を行い、民間古紙問屋に運搬のうえ製紙原料へ資源化し、残さは資源化工場にて固形燃料としてリサイクルしている。



出典：「発寒清掃工場更新事業基本計画」（令和7年5月、札幌市）

図 2-4-1 市内の主な廃棄物処理施設位置図

表 2-4-1 本市の主な廃棄物処理施設

□清掃工場

種別 \ 名称	発寒清掃工場	駒岡清掃工場	白石清掃工場
所在地	西区発寒15条14丁目1-1	南区真駒内129-3 他	白石区東米里2170-1
敷地面積(㎡)	23,896	82,745	100,564
建築面積(㎡)	6,853	8,466	16,839
竣工年月	平成4年11月	令和7年7月	平成14年11月
施設規模(t/24h)	600(300t/日×2炉)	600(300t/日×2炉)	900(300t/日×3炉)
炉形式	全連続燃焼式	全連続燃焼式	全連続燃焼式
燃焼形式	ストーカ式	ストーカ式	ストーカ式 (灰溶融炉H26年廃止)
燃焼ガス冷却方式	排熱ボイラ式	排熱ボイラ式	排熱ボイラ式
発電出力(kW)	4,960	16,800	30,000
施設設備			
排ガス処理設備	バグフィルタ 塩化水素ガス除去装置	バグフィルタ 塩化水素ガス除去装置	バグフィルタ 塩化水素ガス除去装置
余熱利用設備	発電 融雪槽	発電 場外余熱供給	発電
灰固形化設備	キレート処理	キレート処理	キレート処理
煙突高さ(m)	100	100	90

□破碎施設

種別 \ 名称	発寒破碎工場 (リサイクル工房併設)	駒岡破碎工場	篠路破碎工場
所在地	西区発寒15条14丁目1-1	駒岡清掃工場敷地内	北区篠路町福移153番地
敷地面積(㎡)	12,214		
建築面積(㎡)	6,423	6,434	2,723
竣工年月	平成10年9月	令和7年7月	昭和55年12月
施設規模	150 t/5 h	130 t/5 h	150 t/5 h
	回転 100t/5 h × 1 基	回転 50t/5 h × 1 基	回転 100t/5 h × 1 基
	剪断 50t/5 h × 1 基	剪断 40t/5 h × 2 基	剪断 50t/5 h × 1 基

□資源化施設、資源化工場

種別 \ 名称	中沼 プラスチック 選別センター	中沼資源 選別センター	中沼雑がみ 選別センター	駒岡資源 選別センター	篠路ごみ 資源化工場
所在地	東区中沼町 45-11	東区中沼町 45-24	東区中沼町 45-19	南区真駒内 129-30	北区篠路町 福移153番地
	札幌市リサイクル団地内				
敷地面積(㎡)	8,744	16,100	19,885	9,913	
施設規模(t/日)	82.6	110	85	70	200
竣工年月	平成12年6月	平成10年9月	平成21年7月	平成10年9月	平成2年3月

□クリーンセンター

種別	名称	クリーンセンター
所在地	手稲区手稲山口318	
敷地面積(㎡)	8,332	
延床面積(㎡)	2,174	
竣工年月	平成7年3月	

□最終処分場

種別	名称	山本処理場				山口処理場
所在地	厚別区厚別町山本1065他					手稲区手稲山口364他
地区	山本地区	山本北地区	山本東地区	東米里地区	—	
敷地面積(㎡)	805,000	618,000	382,000	523,000	859,000	
埋立面積(㎡)	401,900	346,800	331,500	326,200	506,800	
埋立容量(㎡)	3,087,000	2,614,000	2,626,000	2,603,000	5,439,000	
埋立対象物	不燃・残さ					不燃・残さ
水処理(㎡/日)	300	500	600	250	600	

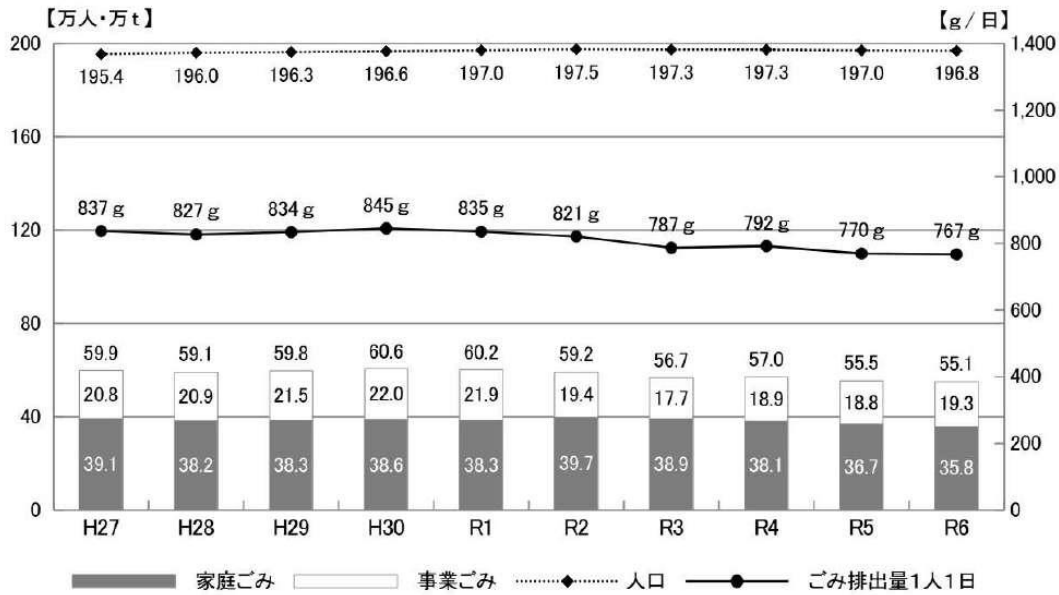
出典：「令和 7 年度 清掃事業概要」（札幌市環境局環境事業部）
：「清掃事業の概要 施設マップ」（令和 4 年 3 月 31 日更新、札幌市環境局環境事業部ホームページ）
：「発寒清掃工場更新事業基本計画」（令和 7 年 5 月、札幌市）

2. ごみ排出量の推移

本市におけるごみ排出量の推移を、図 2-4-2 に示す。

本市が処理するごみ量は、平成 21 年 7 月以降「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の有料化や「雑がみ」「枝・葉・草」の分別収集を含む「新ごみルール」を実施する等、さまざまな施策と市民の協力のもとで、排出量が徐々に減少している。

この結果、本市全体の令和 6 年度のごみ排出量は 55.1 万 t と、平成 27 年度の 59.9 万 t に比べ約 1 割減少している。



注）図中家庭ごみと事業ごみの合計は、端数処理のため合わないことがある。
出典：「新スリムシティさっぽろ計画年次報告書（令和 6 年度版）」（令和 7 年 10 月、札幌市環境局）

図 2-4-2 本市におけるごみ排出量の推移

本市の令和6年度のごみ処理実績と平成28年度の比較を表2-4-2に示す。

令和6年度の排出量は551,297tであり、このうち家庭ごみは358,005t、事業ごみは193,292tとなっている。

処理方法は、資源化、焼却・破碎、埋立処理に大別され、「びん・缶・ペットボトル」、「容器包装プラスチック」、「雑がみ」等の資源化量が107,285t、「燃やせるごみ」「大型ごみ」等の焼却・破碎量が412,655t、「燃やせないごみ」、焼却後の残さ等の埋立処理が72,084tとなっている。

ごみ排出量全体の7%減少に伴い、資源化量が9%、埋立量が18%減少した。また、家庭ごみ排出量は6%減少、事業ごみ排出量が8%減少している。

表 2-4-2 本市におけるごみ処理の実績

項 目		年間処理量（t/年）	
		平成28年度	令和6年度
ごみ 排出量	① 家庭ごみ排出量	382,207	358,005
	② 事業ごみ排出量	209,254	193,292
	③ 排出量計(①+②) ^{注1}	591,462	551,297
④ 資源化量		117,796	107,285
中間 処理	⑤ 焼却・破碎	432,464	412,655
	⑥ 埋立前処理 ^{注2}	7,701	3,995
⑦ 埋立量		33,501	27,573
⑧ 処理残さ(焼却灰等) ^{注3}		53,649	44,511
⑨ 埋立量合計(⑦+⑧) ^{注1}		87,151	72,084

注1) 排出量計(①+②)、埋立量合計：端数処理のため合計値が合わないことがある。

注2) 埋立前処理：燃やせないごみを減容化するために行う破碎処理。

注3) 処理残さ：資源化処理、焼却・破碎処理、埋立前処理により生じた残さの合計。

出典：「スリムシティさっぽろ計画年次報告書（平成28年度版）」（平成29年9月、札幌市環境局）
：「新スリムシティさっぽろ計画年次報告書（令和6年度版）」（令和7年10月、札幌市環境局）

3. ごみ減量の取り組み

本市では一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」を平成20年3月に策定し、市民・事業者・札幌市の協働によるごみの減量に取り組んできた。

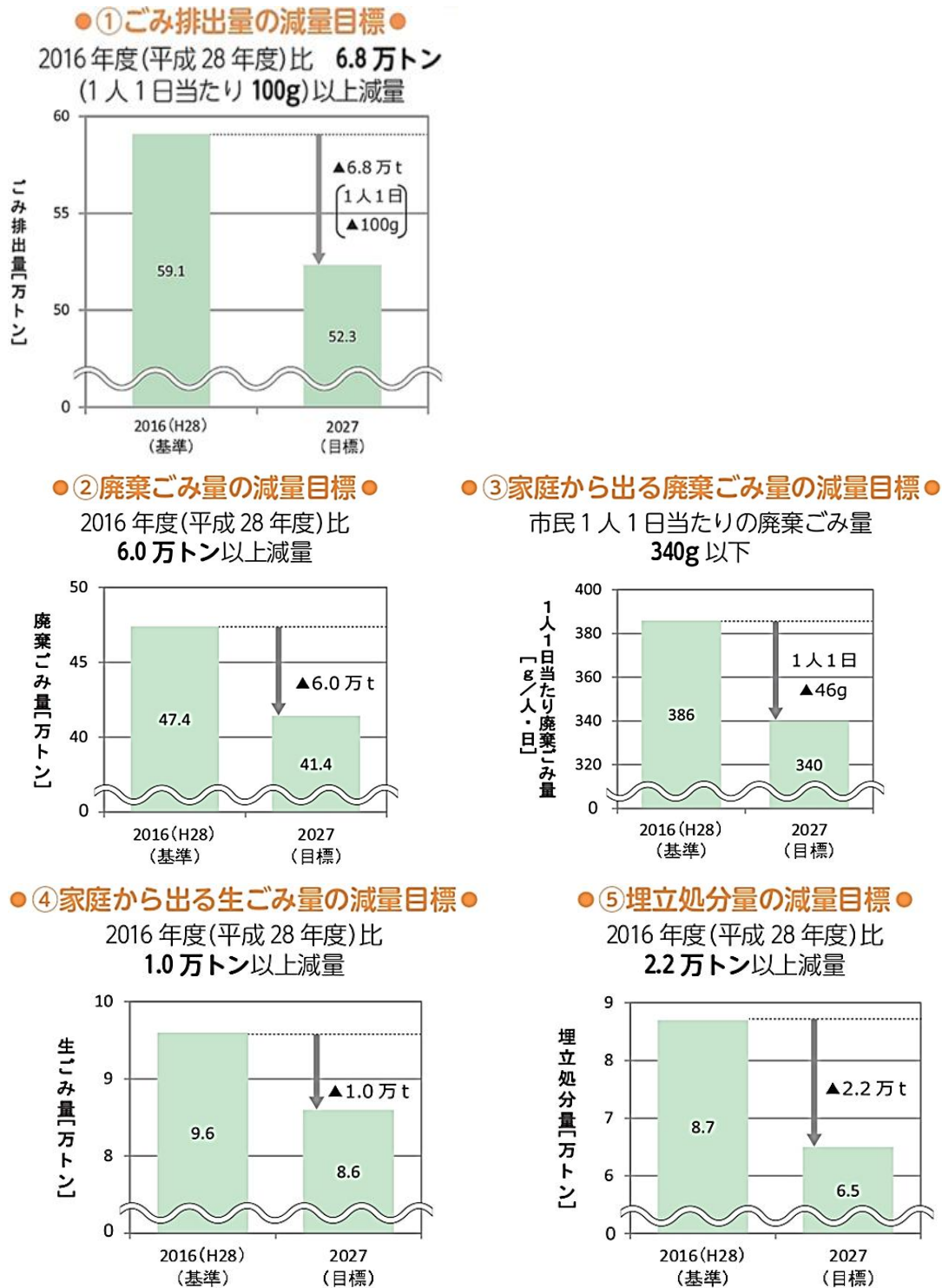
平成21年「新ごみルール」開始後、焼却ごみの大幅な減量に成功したことから、老朽化していた篠路清掃工場を廃止した。ごみ減量・リサイクルをさらに推進するとともに、計画策定時から変化した状況等に対応するため、平成30年3月に「新スリムシティさっぽろ計画 札幌市一般廃棄物処理基本計画」を策定した。

「新スリムシティさっぽろ計画」において、ごみ量に関する具体的な数値目標「目指せいちばん！スリム目標」を設け、市民・事業者・行政が目標を共有し、ごみの発生抑制、資源化の取り組みを進めていくために、平成28年度を基準年とした以下の5点の目標を掲げている。

○ ごみ量管理目標（新スリムシティさっぽろ計画）

・ 廃棄ごみ全体の減量目標	： 平成28年度実績に比べて6.8万トン（1人1日当り100g）以上減量
・ 廃棄ごみ量の減量目標	： 平成28年度実績に比べて6.0万トン以上減量
・ 家庭から出る廃棄ごみ量の減量目標	： 平成28年度の386g/人日に対し340g/人日以下
・ 家庭から出る生ごみ量の減量目標	： 平成28年度実績に比べて1.0万トン以上減量
・ 埋立処分量の減量目標	： 平成28年度実績に比べて2.2万トン以上減量

平成 28 年度を基準年としたごみ量管理目標と実績値を図 2-4-3 に示す。



出典：「新スリムシティさっぽろ計画 札幌市一般廃棄物処理基本計画」(平成 30 年 3 月、札幌市環境局環境事業部)

図 2-4-3 ごみ量管理目標とごみ量等の実績値

2-4-3 事業の必要性及び計画の概要

1. 事業の必要性

「2-1 事業の目的」に記載のとおり、市内3工場体制による安定的な焼却体制及び効率的な収集体制を維持するため、現工場の更新は不可欠な計画である。

2. 計画の概要

(1) 施設の規模（焼却能力）について

令和16年度における焼却処理の想定量（石狩市、当別町等を含む）を表2-4-3に示す。新工場供用開始以後、市内3工場はほぼ同等の割合となる計画である。

表 2-4-3 令和16年度における焼却処理量（想定）

施設名	焼却量（t/年）		比率（％）	
駒岡清掃工場	273,000		64.4	
白石清掃工場				
発寒清掃工場	134,300	150,800	31.7	35.6
石狩市・当別町	16,500		3.9	
計	423,800		100.0	

出典：「発寒清掃工場更新基本構想」（令和5年6月、札幌市）

：「発寒清掃工場更新事業基本計画」（令和7年5月、札幌市）

以上を整理し、新工場の施設規模については、年間稼働日数及び季節変動率を考慮し、表2-4-4に示す640t/日を基本として計画を進めるものとしている。

表 2-4-4 発寒清掃工場の施設規模

発生区分	施設規模（t/日）	
	現工場	新工場
市内分	600	570
広域処理分	—注	70
計	600	640

注）「—」は本市で処理していないことを示すが、石狩市・当別町の施設は180t/日の能力を有している。

出典：「発寒清掃工場更新事業基本計画」（令和7年5月、札幌市）

(2) 建設予定地の複数案の考え方

複数案の設定に際して、前述した事業規模を踏まえ、事業実現が可能な面積を有し、市内の生活環境及び自然環境の保全が可能な地区を抽出し、建設予定地とする。

また、「2-4 事業の内容 2-4-3 事業の必要性及び計画の概要 1. 事業の必要性」で述べたとおり、廃棄物を今後も安定的かつ効率的に処理するために、本事業の実施が不可欠であり更新以外の代替案は存在しないことから、ゼロ・オプション（事業を実施しない案）については検討しない。

1) 必要建築面積、敷地面積

建築面積及び敷地面積は、現工場の規模が基準となるが、継続する破砕工場との連携を含め、効率的な規模とするよう検討を行う。

2) 建設予定地の選定

現工場は、市内北西部に位置し、都心から最も近い清掃工場である。先の図 2-4-1 のとおり、市内東部に白石清掃工場、南部に駒岡清掃工場を配置しており、新工場の事業用地は安定した処理体制や効率的収集体制の維持のために、現工場の周辺であることを前提とする。

現工場周辺に焼却施設が建設可能な面積を有する新たな用地は存在せず、新たな環境負荷の発生についても考慮すると新規用地の取得は事業実現の可能性が低いと判断し、事業実施区域の敷地（以下、「事業敷地」という。）内での建替え計画とした。

現工場に隣接する西清掃事務所を移転し、西清掃事務所跡地と隣接する市道（北発寒第 98 号線）の一部を廃止し、併せて新工場の更新場所（以下、「建設予定地」という。）とする計画である。

3. 複数案の設定と施設配置計画

建設予定地に係る施設配置を検討中であることから、複数案を示す。

建設予定地は、現工場及び破砕工場の間にある平坦地で、面積は計約 1.1ha であり、焼却施設の配置が可能である。

施設配置を検討し、車両動線の効率性と安全性を踏まえ、敷地内に収まる施設の配置案として、以下の A 案、B 案の 2 案を設定した。方法書段階においては両案の可能性を残し、準備書段階にてそれぞれの案に伴う環境影響を予測・評価し、その結果をもとに絞り込みの検討を行うこととする。

施設配置計画を、図 2-4-4 及び図 2-4-5 にそれぞれ示す。

- ・A 案：建設予定地の南側（現工場側）に煙突を配置する案
- ・B 案：建設予定地の北側（破砕工場側）に煙突を配置する案

発寒清掃工場更新事業における基本構想及び基本計画は、実際の施設配置計画について、これら 2 案による環境影響評価の結果を十分考慮し計画する必要がある。なお、煙突からの排出ガス等の環境影響を評価する際は、現工場の煙突高さ 100m を基本として検討する。

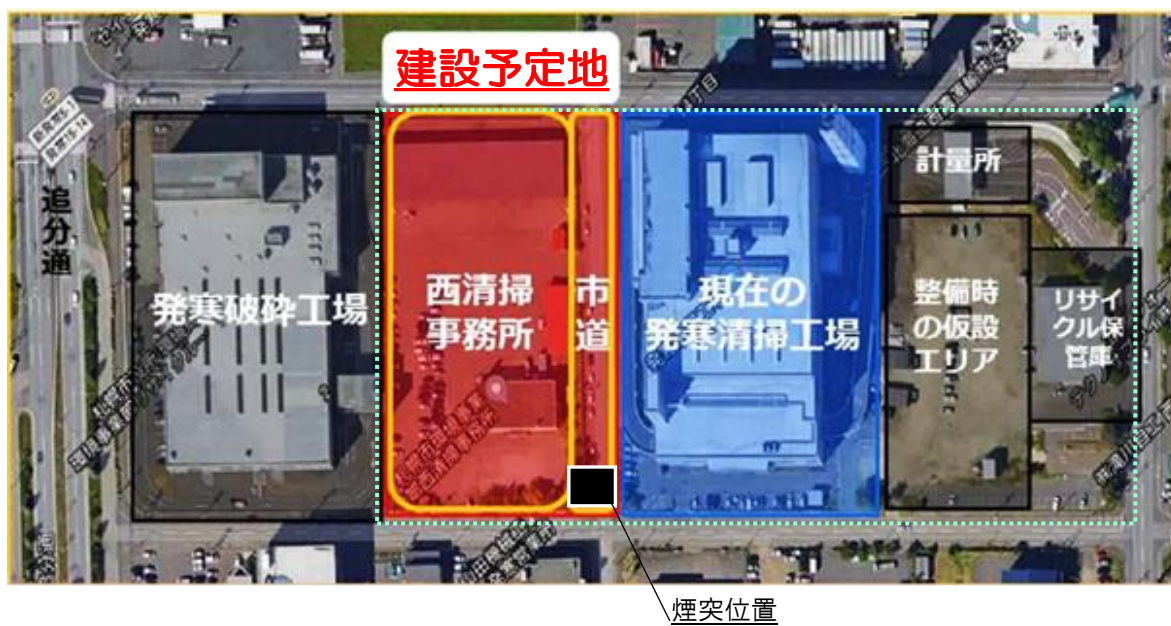


図 2-4-4 南側に煙突を配置するA案の施設計画

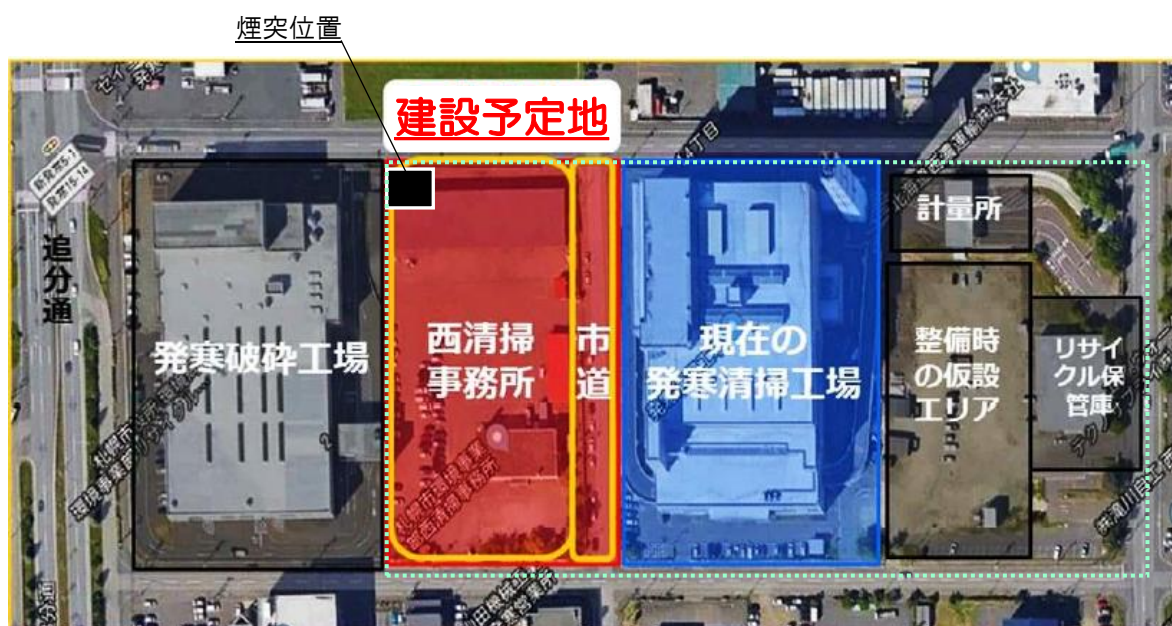


図 2-4-5 北側に煙突を配置するB案の施設計画

4. 現工場と新工場との比較

現工場と計画する新工場との比較を表 2-4-5 に示す。

新工場の施設規模は、前述のとおり広域化を考慮して 640 t / 日を計画する。

表 2-4-5 現工場と新工場との比較

項 目	現工場	新工場
施設規模	600 t/日	640 t/日
稼働時間	24時間連続	24時間連続
炉型式 炉数	火格子（ストーカ）式 全連続運転2炉	火格子（ストーカ）式 全連続運転2炉
煙突高さ	地上100 m	地上100 m
排水方式	下水道接続	下水道接続
発電可能量 発電効率	4,960 kW 6 %	15,000 kW以上 余熱利用を合わせたエネルギー回収率で30 %以上を見込む
余熱利用	冷暖房・温水・ ロードヒーティング等	冷暖房・温水・ ロードヒーティング等
稼働開始年	平成4年(1992年)11月竣工	令和16年度(2034年度) ^{注1} 供用予定
敷地面積	約2.4 ha ^{注2}	約3.5 ha ^{注3} (西清掃事務所跡地、市道の一部廃止地及び現工場の敷地)

注 1) 当初、令和 14 年度（2032 年度）の新工場供用開始を目標としていましたが、狭あいな敷地による工期の長期化等を考慮して、2 年延期することとした。

注 2) 現工場の敷地面積は、旧発寒第二工場跡地を含む。

注 3) 建設予定地が約 1.1ha と狭小地のため、現工場の敷地についても利活用を検討。

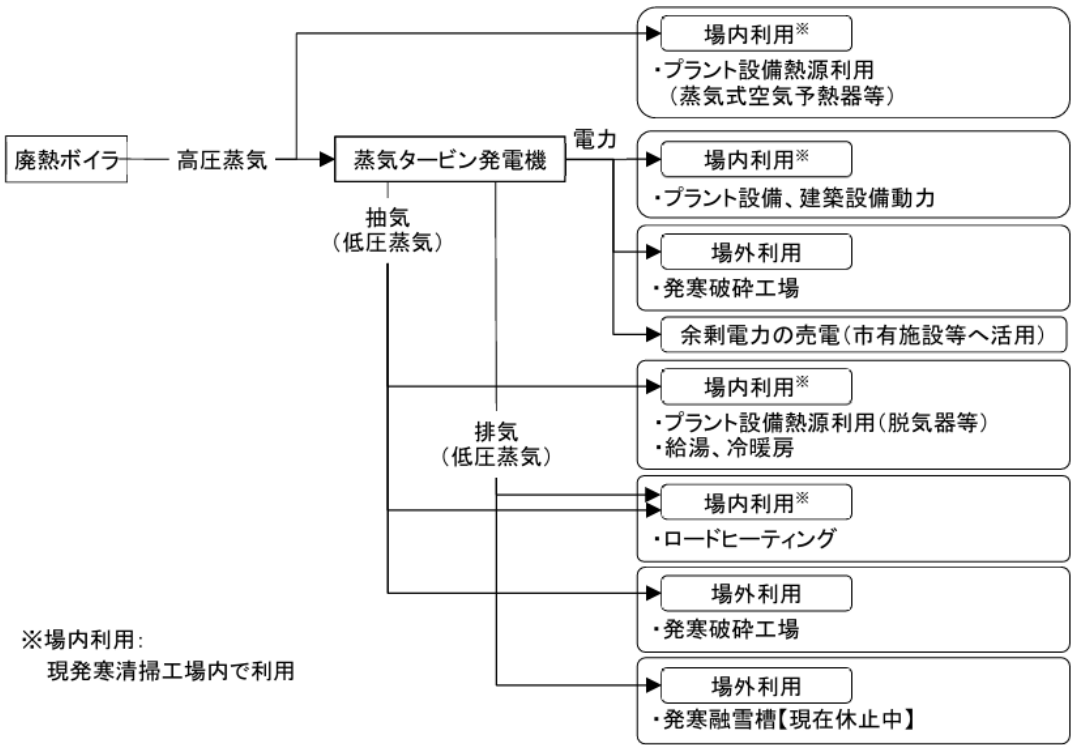
出典：「発寒清掃工場更新事業基本計画」（令和 7 年 5 月、札幌市）

5. 余熱利用計画

新工場における余熱利用形態を図 2-4-6 に示す。

新工場では、現工場と同様に、焼却により発生するエネルギーを施設内の設備や事業実施区域内の場内ロードヒーティングに利用するほか、既設共同溝を経由して破砕工場に蒸気、温水、電力としてエネルギーを供給することを計画する。また、高圧蒸気は優先的に発電及びプラント設備の熱源利用に用いることとし、低圧蒸気はプラント設備での再利用や給湯、冷暖房、場内ロードヒーティングなどで有効利用を図る。

また、寒冷地の特徴を活かし、隣接する発寒融雪槽への排気蒸気による熱供給を検討する。さらに、余剰電力については、引き続き電力会社等に売却し、本市施策による市内施設利用などを想定する。



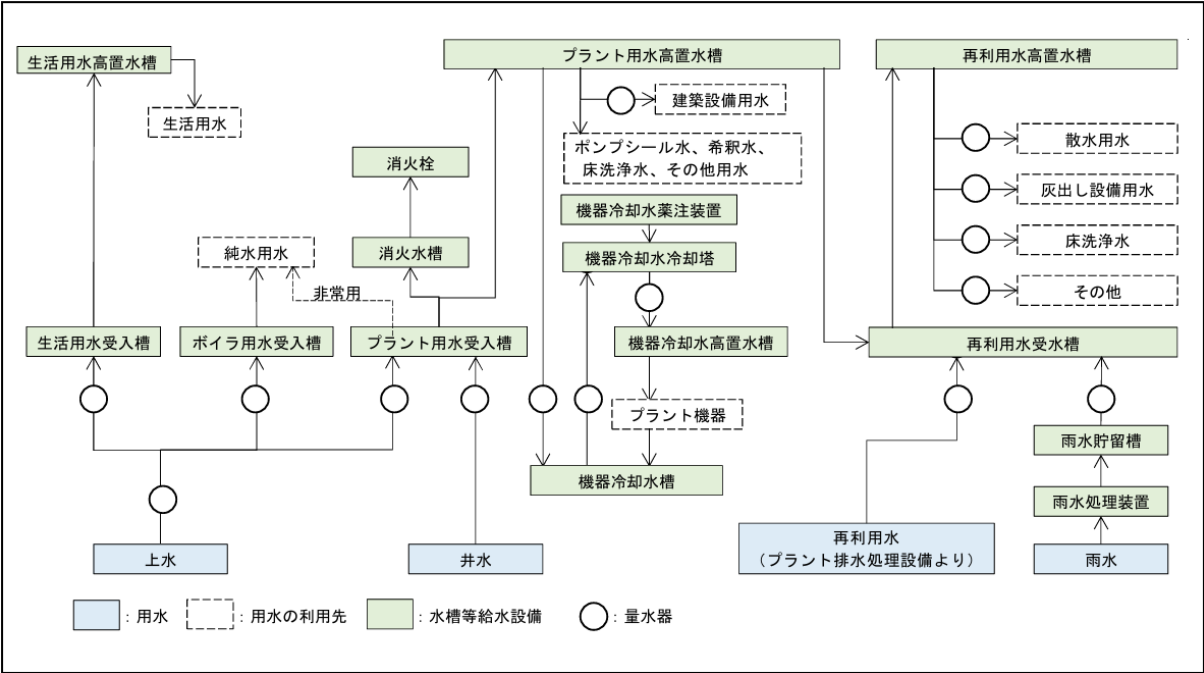
出典：「発寒清掃工場更新事業基本計画」（令和 7 年 5 月、札幌市）

図 2-4-6 新工場における余熱利用形態

6. 給排水計画

(1) 給水施設

雨水及び再利用水をプラント用水等へ積極的に利用するものとして、用水の使用量削減に努める。また、既設井戸の活用あるいは敷地内に井戸を整備することで、上水の使用量削減に努めるほか、災害等により断水した場合の予備水源として活用する。



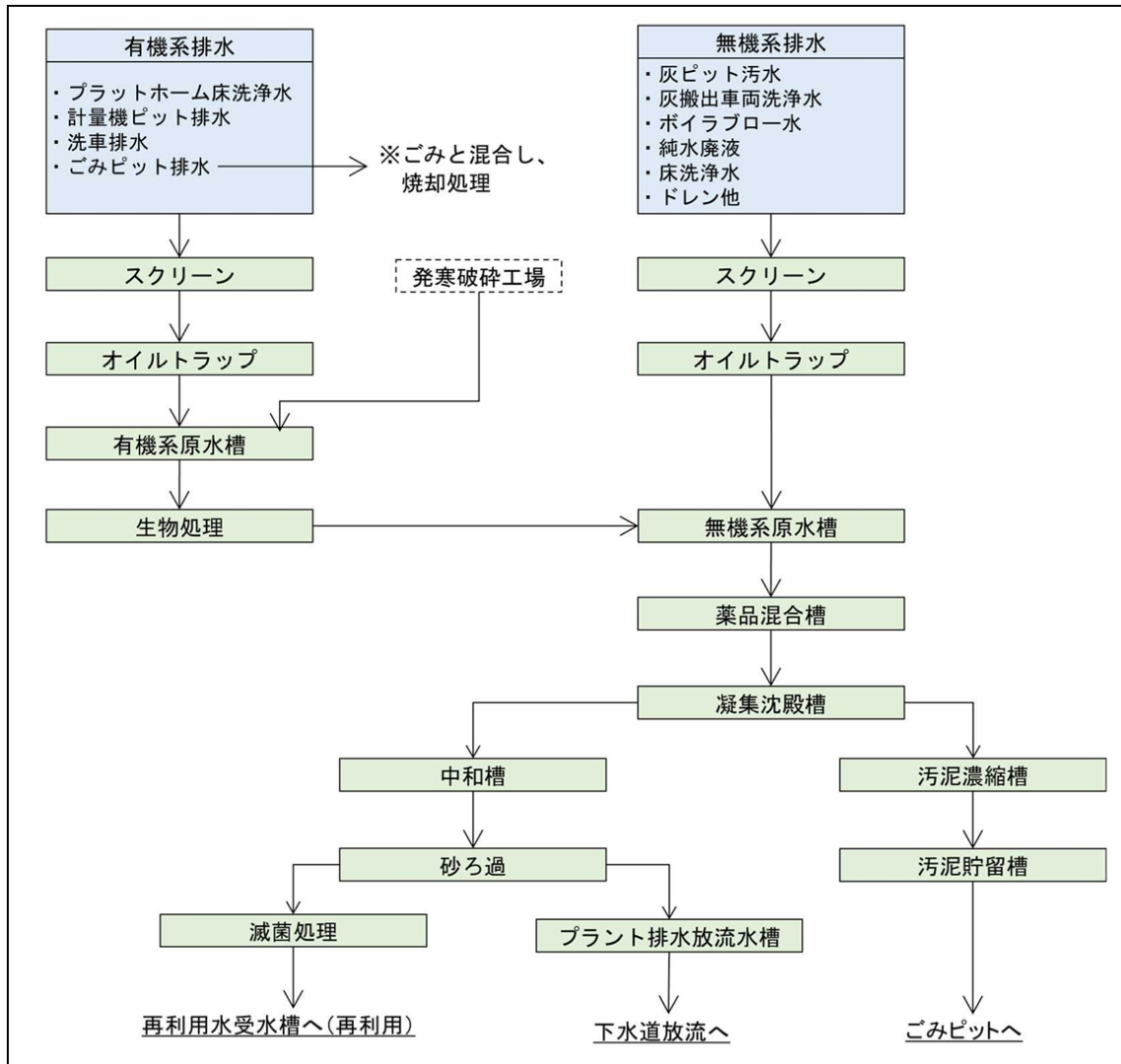
出典：「発寒清掃工場更新事業基本計画」（令和7年5月、札幌市）

図 2-4-7 給水設備系統図（案）

(2) 排水処理設備

排水処理設備は、破碎工場を含めた建物全体の排水を処理する計画とする。排水処理系統は、原則としてごみピット排水、プラント排水の2系統に区分するものとし、各々の性状に応じて所定の水質で排出するための処理を行う計画とする。また、プラント排水は処理後に可能な限り再利用するものとし、余剰水を下水道へ放流することとする。

なお、トイレや洗面所等から発生する生活排水や雨水排水は、下水道へ放流することとする。



出典：「発寒清掃工場更新事業基本計画」（令和7年5月、札幌市）

図 2-4-8 排水設備系統図（案）

7. 公害防止計画

現工場には「発寒清掃工場維持管理計画書」(札幌市環境局環境事業部ホームページ)があり、法規制や自主的に市街地と同等の規制基準を順守することにより、公害防止に努めている。

新工場においてもこれらの基準を基本に公害防止計画を定め、環境配慮及び公害防止に努める計画である。

(1) 煙突から排出されるガス(大気汚染防止法及びダイオキシン類特別措置法)

【煙突出口排出基準値(0₂12%換算)】

ばいじん量	: 0.08g/m ³ N 以下 ^{注1}	(大気汚染防止法)
硫黄酸化物	: K 値規制 K=4.0m ³ N/h 以下 ^{注1}	(大気汚染防止法)
窒素酸化物	: 250cm ³ N/m ³ N 以下 ^{注1}	(大気汚染防止法)
塩化水素	: 700mg/m ³ N 以下 ^{注1}	(大気汚染防止法)
ダイオキシン	: 1.0ng-TEQ/m ³ N 以下 ^{注2}	(ダイオキシン類特別措置法)

注1) m³N: 0℃、1 気圧の状態に換算した気体の体積のことである。なお、気体は温度や圧力によって体積が変化するため、基準となる一定条件下の体積で示す必要がある。

注2) TEQ: ダイオキシン類には色々な種類の異性体が存在し、その毒性は異性体ごとに異なる。TEQ(毒性当量)とは、これらの異性体の中で最強の毒性を有する 2,3,7,8-TCDD の量に換算して表示する単位のことである。

(2) 悪臭の発散

悪臭: 敷地境界における臭気指数 10 以下

(建設予定地は工業専用地域のため、悪臭防止法の規制は適用されないが、市街地相当の規制基準を順守する計画である)

(3) 騒音及び振動の発生

1) 騒音

朝	(午前 6 時から午前 8 時まで): 45 デシベル
昼間	(午前 8 時から午後 7 時まで): 55 デシベル
夕	(午後 7 時から午後 10 時まで): 45 デシベル
夜間	(午後 10 時から翌日の午前 6 時まで): 40 デシベル

(建設予定地は工業専用地域のため、騒音規制法の規制は適用されないが、第2種区域(住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域)相当の規制基準を順守する計画である。)

※なお、新工場においては準備書の現地調査にて現況の騒音レベルが上記の規制基準を既に超過していることを確認したため、「事業によって現況の騒音レベルを著しく変化させないこと」を新たな公害防止計画として設定する。

2) 振動

昼間	(午前 8 時から午後 7 時まで): 60 デシベル
夜間	(午後 7 時から翌日の午前 8 時まで): 55 デシベル

(建設予定地は工業専用地域のため、振動規制法の規制は適用されないが、第1種区域(住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域)相当の規制基準を順守する計画である)

(4) 施設排水（下水道法）

施設排水は、現工場同様、公共下水道に接続して放流する計画であり、周辺の公共用水域（河川）には放流しない。

水質は、pH調整、有機汚濁物質除去等により、下水排除基準以下に処理した後に放流する計画である。

排水：下水排除基準以下（下水道法）

ダイオキシン：10pg-TEQ/L以下（下水道法）

8. 廃棄物処理計画

(1) 焼却残さ

焼却施設から発生する焼却灰及び飛灰処理物の基準は、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（改正：平成29年環境省令第11号）に基づき表2-4-6に示す判定基準とする。

表 2-4-6 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準
（燃え殻・汚泥・鉍さい・ばいじん・これらの処理物）

有害物質	燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、 これらの処理物（溶出）
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005mg/L
カドミウム又はその化合物	0.09mg/L
鉛又はその化合物	0.3mg/L
有機化合物	1mg/L
六価クロム化合物	1.5mg/L
砒素又はその化合物	0.3mg/L
シアン化合物	1mg/L
P C B	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン（D-D）	0.02mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
チラウム	0.06mg/L
シマジン(CAT)	0.03mg/L
チオベンカルブ(ベチオカーブ)	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン又はその化合物	0.3mg/L
ダイオキシン類	燃え殻、汚泥、ばいじん 3ng-TEQ/g

出典：「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和四十八年総理府令第五号）

(2) 飛灰処理物の基準

焼却施設から発生する飛灰は、環境大臣の定める方法により適正に処理した後、最終処分場に埋立処分するものとし、表 2-4-7 に示す基準とする。

また、飛灰処理物中のダイオキシン類の基準は、ダイオキシン類対策特別措置法上の特別管理一般廃棄物に該当しない条件とし、表 2-4-8 に示す値とする。

表 2-4-7 飛灰等の処理物(燃え殻・ばいじん・鉱さい)の溶出基準

項 目	溶出基準
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005mg/L以下
カドミウム又はその化合物	0.09mg/L以下
鉛又はその化合物	0.3mg/L以下
六価クロム化合物	1.5mg/L以下
砒素又はその化合物	0.3mg/L以下
セレン又はその化合物	0.3mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下

出典：「特別管理産業廃棄物の判定基準」（廃棄物処理法施行規則第1条の2）

表 2-4-8 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に係るダイオキシン類の含有量基準

項 目	含有量基準
飛灰処理物中のダイオキシン類含有量	3ng-TEQ/g以下

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年総理府令第67号）

9. 工事計画

現時点における工事工程を表 2-4-9 に示す。建設工事は令和10年度（2028年度）～令和16年度（2034年度）で実施する計画である。令和16年度（2034年度）に供用開始することを目標とし、現工場を安定的に運転しつつ、市道廃止や共同溝切替工事に伴う破碎工場への影響に配慮した施工計画を検討する。

また、現工場は令和16年度（2034年度）に稼働を停止し、解体工事を行う予定である。解体工事は令和21年度（2039年度）の完了を予定している。

表 2-4-9 工事工程

工種	事業年度											
	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)	令和12年 (2030)	令和13年 (2031)	令和14年 (2032)	令和15年 (2033)	令和16年 (2034)	令和17年 (2035)	令和18年 (2036)	令和19年 (2037)	令和20年 (2038)	令和21年 (2039)
準備工事	■											
土木建築工事		■	■	■	■	■						
プラント設備工事				■	■	■						
試運転							■					
供用							■	■	■	■	■	■
解体工事（現工場）							■	■	■	■	■	■

10. 収集運搬車両等の種類に関する計画

令和6年度の運搬車両の実績を表2-4-10に示す。

新工場の運搬車両台数は、現工場と同程度を計画している。

また、破碎工場は継続して稼働する計画のため、破碎工場に関連する運搬車両台数を表中に併記した。

表2-4-10 現工場及び破碎工場の運搬車両台数（令和6年度）

単位：台/日

区分		運搬車両台数			
		現工場		破碎工場	
時期		通常期 ^{注1}	繁忙期	通常期 ^{注1}	繁忙期
家庭ごみ	市収集及び地域清掃（パッカー車等）	89	127	13	16
事業ごみ	許可業者搬入	44	67	3	6
	自己運搬車両（自家用車）	54	66	203	304
その他		—	4	—	—
合 計 ^{注2}		187	264	220	326

注1) 令和6年度の繁忙期は、9月であり、通常期とは年平均を示す。

注2) 各項目の値は四捨五入しているため、合計値が内訳の合計と一致しない場合がある。

出典：「令和6年度運転年報」（発寒清掃工場提供資料）

また、運搬車両の種類に関する計画は、以下のとおりである。

（1）清掃工場（焼却施設）への運搬車両（可燃ごみ）

・ 家庭ごみ 市収集車：	8m ³ パッカー車及びプレス車（最大4t）
・ 地域清掃：	最大4t 平ボディ車程度
・ 事業ごみ 許可業者：	8m ³ パッカー車及びプレス車（最大4t）
・ 自己搬入：	最大4t 平ボディ車程度

（2）その他

・ メンテナンス車：	最大10t 平ボディ車
・ 薬品、燃料搬入車：	最大10t 平ボディ車(薬品)
	最大20kL タンクローリー（燃料）
・ 来場者：	職員通勤車 乗用車（最大ワゴン車程度）、
	オートバイ、自転車
	施設見学车 乗用車、大型バス、自転車